

[事案 2024-7] 死亡保険金受取人変更請求

・令和6年9月4日 裁定打切り

<事案の概要>

死亡保険金受取人の名義の変更を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成元年11月および平成2年4月に契約した変額保険について、以下等の理由により、死亡保険金受取人の名義を「受託者A信託口」に変更してほしい。

- (1) 信託を受け入れることにより保険会社に不利益は生じず、契約者には多大な利益をもたらすものであり、保険会社は信託の設定に応じるべきである。
- (2) 保険金受取人が、自然人もしくは法人でなければならないという保険会社の理屈は、根拠がない。保険金受取人を「信託口」とすることで、保険金請求権が信託財産であることを明確にすることができる。
- (3) 保険金の受取人変更は、契約者の一方的な意思表示で行うことができる形成権である。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 保険金請求権を取得するためには権利能力が必要であり、自然人でも法人でもない信託口を保険金受取人に指定することはできない。
- (2) 当社のシステム上、保険金受取人が受託者であることを管理することはできない。
- (3) 死亡保険金受取人が死亡保険金の請求をする際に、受取口座として「受託者A信託口」を指定された場合には、当社は同口座への送金を行うものであり、申立人の信託としての利用を妨げるものではない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、生命保険を信託として利用する必要性があること自体を否定する趣旨ではないが、現時点では、保険会社に、申立人の主張するような取扱いをすべき法的義務があるとは言えず、そのような取扱いをするか否かは、保険会社の判断や経営方針に委ねられており、裁定審査会の手続において判断することは適切でないことから、裁定手続を打ち切ることとした。